6　法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

7　法第四条の二第一項第四号又は第四条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号」と読み替えるものとする。

6　法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二　前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

ニ　弁護士又は弁護士法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等以外の会社に限る。）

［項を加える。］

7　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を信用協同組合等若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8　前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二」と読み替えるものとする。